

門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計等業務委託に係る 公募型プロポーザルの実施について

門別競馬場基幹施設整備(きゅう舎新築に係る実施設計等業務)の受託者を選定するにあたり、本業務を委託するのに最も適した者を選定するため令和4年9月21日(水)に、公募型プロポーザルを公告します。

令和4年9月21日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大鷹 千秋

1 業務概要

(1)委託業務名称

門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計等業務委託

(2)業務内容

- ①門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計
- ②門別競馬場きゅう舎予定地開発・造成に係る実施設計
- ③門別競馬場開発許可申請手続

(3)発注者

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大鷹 千秋

(4)事業の概要

- ① 建設場所 北海道沙流郡日高町富川駒丘 76-5 ほか
- ② 計画概要 林地開発造成(13.8ha 程度)及び道路、インフラほか
きゅう舎 33 棟、事務所兼飼料倉庫 33 棟建築、
接続通路 4 箇所、関連インフラ・各設備ほか
きゅう舎解体撤去 38 棟

2 公募に係る事項

「門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計等業務委託に関する公募型プロポーザル実施要項」のとおり

3 連絡先

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括 G
住所 〒055-0008 北海道沙流郡日高町富川駒丘 76-1
電話番号 01456-2-2501 FAX 01456-2-2503

門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計等業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

2022(令和4)年9月21日付けで公告した、門別競馬場基幹施設整備事業(以下「本事業」という。)における「門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計等業務(以下「本業務」という)」の受託者を選定するにあたり、本業務を委託するのに最も適した者を公募型プロポーザル方式(以下「技術提案」という。)で選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1)委託業務名称

門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計等業務委託

(2)業務内容 ※ 別紙「門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計等業務特記仕様書」のとおり

- ①門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計
- ②門別競馬場きゅう舎予定地開発・造成に係る実施設計
- ③門別競馬場開発許可申請手続

(3)発注者

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大鷹 千秋

(4)事業の概要

- ① 建設場所 北海道沙流郡日高町富川駒丘 76-5 ほか
- ② 計画概要 林地開発造成(13.8ha 程度)及び道路、インフラほか
きゅう舎 33 棟、事務所兼飼料倉庫 33 棟建築、
接続通路 4 箇所、関連インフラ・各設備ほか
きゅう舎解体撤去 38 棟

3 委託料

提案上限価格 金 80,300,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 担当窓口

一般社団法人北海道軽種馬振興公社総務部 担当:矢野
住所 〒055-0008 北海道沙流郡日高町富川駒丘 76-1
電話番号 01456-2-2501 FAX 01456-2-2503
メールアドレス yano@hokkaidokeiba.net

5 参加資格要件

本技術提案に参加することができる者(以下、「応募者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和4年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち「建築設計」及び「土木設計」を有すること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者(指名停止を受けている場合においては、参加表明書の提出期間中にその停止の期間が経過しているものを含む)であること。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 北海道内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始決定後の北海道の競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (7) 以下の実績を有すること。
(共同企業体の各構成員は、①または②のいずれかの実績でもよい(応募者として両方の要件を満たすこと))
 - ① 建築
過去 10 年以内(2012(平成 24)年4月1日から 2022(令和4)年3月 31 日までに契約履行が完了)に 500 m²以上のきゅう舎(競走馬)施設又は類似(牧場等)の建築実施設計を元請けとして受注した複数の実績
 - ② 土木
過去 10 年以内(2012(平成 24)年4月1日から 2022(令和4)年3月 31 日までに契約履行が完了)に 10,000 m²以上の宅地等の造成実施設計を元請けとして受注した複数の実績
- (8) 応募者が所属又は代表する事務所(以下、「所属事務所」という。)が建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条に規定する一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (9) 本業務に関する公募型プロポーザル審査委員が役員もしくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び該当組織に所属していないこと。
- (10) 業務の技術上の管理を行う管理技術者(建築及び土木)を配置できること。
また、土木については、成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者を管理技術者とは別に配置すること。
- (11) 応募に対する制限

ア 応募者からの応募は1点のみとする。

イ 応募者は共同企業体を構成することができる。各構成員は、上記(1)から(10)の要件を満たす者とする((2)・(7)・(8)・(10)は応募者として要件を満たせばよい)。また、構成員となった者は、他の共同企業体の構成員及び単独で応募することができない。なお、共同企業体を構成する場合は協定書の副本を添付すること。

(12) 協力会社

業務の一部を再委託する場合、他の設計事務所等(以下、「協力会社」という。)に協力を得ることができることとするが、協力会社は、複数の応募者の協力会社でないこと。

6 技術者の資格要件

(1) 統括責任者

- ア 業務を円滑に進めるため、全体業務を統括的に管理する統括責任者を選定すること。
- イ 統括責任者の下に、「建築」及び「土木」それぞれの管理技術者及び担当技術者を配置すること。
- ウ 統括責任者は、「建築」又は「土木」の管理技術者を兼任することができる。
- エ 統括責任者は、次の(2)又は(3)の設計実績があり、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第2条に規定する一級建築士の登録を受けている者、あるいは、技術士(建設部門:道路又は都市及び地方計画)又はこれと同等の能力を有する技術者あるいはRCCM(建設部門:道路又は都市及び地方計画)のいずれかを有する者とする。
- オ 共同企業体の場合は、主たる事業者に統括責任者を配置すること。

(2) 建築

- ア 管理技術者は、過去 10 年以内(2012(平成 24)年4月1日から 2022(令和4)年3月 31 日までに契約履行が完了)に 500 ㎡以上のきゅう舎(競走馬)施設又は類似(牧場等)の建築実施設計の実績を有する者であり、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第2条に規定する一級建築士の資格を有する者とする。
- イ 建築の分担業務に関わる主任担当技術者は、建築実施設計(意匠)、建築実施設計(構造)・建築実施設計(積算)・電気設備・機械設備等ごとに各1名配置すること。主任担当技術者は各建築の分担業務を兼任することができる。

(3) 土木

- ア 管理技術者は、過去 10 年以内(2012(平成 24)年4月1日から 2022(令和4)年3月 31 日までに契約履行が完了)に 10,000 ㎡以上の宅地等の造成実施設計の実績を有する者であり、技術士(建設部門:道路又は都市及び地方計画)又はこれと同等の能力を有する技術者あるいはRCCM(建設部門:道路又は都市及び地方計画)のいずれかを有する者とする。
- イ 土木の分担業務に関わる主任担当技術者は、造成設計・道路設計・測量(必要に応じて配置)・地質調査(必要に応じて配置)ごとに各1名配置すること。主任担当技術者は各土木の分担業務を兼任することができる。

7 優先交渉権者選定までの流れ

- (1)上記 5 の要件をすべて満たす応募者が参加表明書及び会社実績を提出する。
- (2)参加表明をした者の参加資格要件を確認し、参加資格確認結果を通知する。
- (3)プロポーザル参加資格を有する者による技術提案を行い、上限提案価格の制限の範囲内で提案した者のうち、別記優先交渉権者決定基準により算出した数値(以下、「評価値」という。)が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (4)その他、不測の事態が生じた場合は、審査委員会の判断により、協議の上決定する。

8 スケジュール(予定)

技術提案のスケジュール(予定)は、次のとおりとする。

- ① 2022(令和4)年 9月21日(水) ……公告
- ② 2022(令和4)年 9月28日(水) ……1次質疑受付締切(午後 5 時まで)
- ③ 2022(令和4)年 9月30日(金) ……1次質疑回答
- ④ 2022(令和4)年10月 4日(火) ……参加表明書受付締切(午後 5 時まで)
- ⑤ 2022(令和4)年10月11日(火) ……参加資格者の確認結果通知及び2次審査書類提出依頼通知
- ⑥ 2022(令和4)年10月14日(金) ……現場説明
- ⑦ 2022(令和4)年10月18日(火) ……2次質疑受付締切(午後 5 時まで)
- ⑧ 2022(令和4)年10月24日(月) ……2次質疑回答
- ⑨ 2022(令和4)年11月16日(水) ……技術提案書類提出期限
- ⑩ 2022(令和4)年11月25日(金) ……技術提案書ヒヤリング
- ⑪ 2022(令和4)年11月29日(火) ……優先交渉権者決定通知
- ⑫ 2022(令和4)年12月初旬 ……契約締結

9 手続等に関する事項

(1) 資料

① 配付資料

- ・実施要項(本資料)
- ・門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計業務委託仕様書
- ・門別競馬場きゅう舎予定地開発・造成に係る実施設計業務委託仕様書
- ・技術提案等様式集:様式 1～8
- ・その他、計画概要・調査資料(地質調査、測量等)・事業費の目安などの参考資料は、提案参加資格審査申請書を提出した事業者に対して、後日送付する。

② 配付場所

一般社団法人北海道軽種馬振興公社のウェブサイトにおいてダウンロードすること。

③ 配付期間

- ・2022(令和4)年9月21日(水)から 9月28日(水)まで

(2) 質問書の受付及び回答

- ① 受付締切 : [1 次質疑] 2022(令和4)年 9月28日(水)午後 5 時まで
(技術者の業務経歴および業務実績に関する質疑)

: [2 次質疑] 2022(令和4)年10月18日(火)午後 5 時まで
(業務内容や課題に対する技術提案等に関する質疑)

- ② 受付場所: 上記「3 担当窓口」と同じ

- ③ 提出書類: 質問書(様式 7)

- ④ 提出方法: 電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。

※電子メール送信後、上記「3 担当窓口」へ到着確認をすること。また、質問のない場合は、提出する必要はない。

- ⑤ 回答方法 : [1 次質疑] 2022(令和4)年 9月30日(金)午後 5 時まで
(技術者の業務経歴および業務実績に関する質疑)

: [2 次質疑] 2022(令和4)年10月24日(月)午後 5 時まで
(業務内容や課題に対する技術提案等に関する質疑)

いずれも担当窓口から FAX 又は電子メールで回答する。

(3) 技術提案参加資格審査申請書の受付

- ① 受付期間: 2022(令和4)年9月28日(水)から10月4日(火)まで
午前 9 時から午後 5 時まで

※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。

② 受付場所：上記「3 担当窓口」と同じ

③ 提出書類：様式1～様式 5、12(7)、12(8)に係る書類

④ 提出部数：各 1 部

また審査書類の電子データ(PDF 形式)を保存した CD-R を 1 枚提出すること。

なお、提出された審査書類は返却しない。

⑤提出方法：郵送(書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと)

(4)参加資格確認結果通知書の交付

9(3)で受けた参加表明書により資格確認を行い、参加資格確認終了後、参加資格確認結果通知書を送付する。

(この結果通知後、現場説明を10月14日(金)に実施予定(詳細は別途連絡))

(5)参加を辞退する場合

審査書類提出要請書を交付された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届(様式 6)」を 1 部、持参又は郵送にて提出すること。

(6)技術提案時の提出書類

以下の要領で技術提案書、見積書(設計料)を作成し、11月16日(水)までに提出すること。

(技術提案書に関するヒヤリングを11月25日(金)に実施予定(詳細は別途連絡))

<技術提案書>

1)用紙規格：用紙横使い、左綴じ、片面印刷、着色は可、各上限枚数を守ること

2)提出物：提案書 10部(紙媒体)、CD-R 2部(提案書の PDF データ)

3)提出方法：郵送(書留郵便に限る。提出期限内に必着のこと)

4)技術提案について

提案の内容として下記課題1～3については必ず提案を行うこと。

【課題1】

今後、施設全体の整備を進めることから、発注者の指定する新きゅう舎整備の全体事業費を上限として可能な限り抑制する設計とすること。そのため、VE/CDに積極的に取り組むこと。(基本設計における成果物、概算工事費は参考資料として提案参加者に貸与する。)

提案内容としては、過去の実績の内容や自社のノウハウを活用して、それらを今回の設計にどう生かすかを具体的に記載すること。(対象とする概算数量・金額・仕様など(基本設計成果物等を参考に記載))

【課題2】

寒冷地の特状を十分理解したうえで、仕様等に配慮・工夫を行うこと。また、新たに整備するきゅう舎として、環境配慮や持続可能性を考慮した提案についても検討すること。（排水機能の確保、地域資源の活用（道産材の利活用等）、馬・職員の安全性・快適性向上、施設・設備のメンテナンスのしやすさ・費用の削減 等）

提案内容としては、過去の実績の内容や自社のノウハウを活用して、それらを今回の設計にどう生かすかを具体的に記載すること。（対象とする概算数量・金額・仕様など（基本設計成果物等を参考に記載））

【課題3】

新きゅう舎建築に係る実施設計、開発・造成等に係る実施設計、開発許可申請手続きの各業務の連携及び必要に応じて調整を図り、設計スケジュールを順守すること。

提案内容としては、実施設計からきゅう舎工事着手までのスケジュール（開発許可申請、建築確認申請等）について具体的に記載すること。また、参考として、ローリング計画等を含む今後の工事スケジュールを作成すること。

以上の提案内容について、A3 判の用紙 1 枚以内（様式自由（会社名を記載））にまとめること。（参考資料として添付する枚数には上限は設けないこととする。）

<見積書（設計料）>

- 1) 用紙規格 : A4版用紙横使い、上綴じ
- 2) 提出物 : 紙媒体と Excel データ、Excel データ等は CD-R 等に保存
- 3) 見積書構成 : 【様式 8: 見積書書式】を使用し、以下の構成で作成して下さい。
 - ・設計料見積金額・種目別内訳集計
 - (a) 建築設計料の合計・内訳集計（許認可申請料を除く）
 - (b) 土木設計料の合計・内訳集計
 - (c) 開発許可申請業務の合計・内訳集計（許認可申請料を除く）
 - 合計 ((a)～(c))

(7) 技術提案審査結果の通知

提案審査結果については、2022(令和4)年11月29日(火)に文書で通知する。
なお、審査結果について異議は認めない。

10 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本技術提案への参加資格を失うことがある。

- (1) 提出書類の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本実施要項に適合しなかったとき。
- (2) 提出書類の記載が、留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

- (5)本技術提案に参加する者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を防げる行為をしたとき。
- (6)その他不正な行為があったと認められたとき。

11 留意事項

- (1)応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用等の参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2)提出書類は返却しない。なお、当法人は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。また、情報を漏らさない。
- (3)当法人が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (4)提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ当法人が変更を認めたときはこの限りではない。
- (5)提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、応募者は失格とする。
- (6)上記 5 の要件を満たさなくなった場合には、応募資格を失うこととなる。また、提出された提出書類等は無効となる。
- (7)提出書類に記載した統括責任者、管理技術者(建築、土木)、各主任技術者(建築、土木)、照査技術者(土木)は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、当法人が、当該業務の統括責任者、管理技術者(建築、土木)、各主任技術者(建築、土木)、照査技術者(土木)を不適切と判断した時は、受注者と協議のうえ、担当者の変更を要請する場合がある。
- (8)受注者は、発注者が施設整備に関わり、別途、業務委託(予定)する企業等との協議、協力の上、業務を行うこと。

12 提出書類作成要領

- (1)質問書(様式 7)
 - ①該当箇所を分かりやすく記載する。
 - ②表題および内容は、簡潔に分かりやすく記載する。
- (2)技術提案参加資格審査申請書(様式 1)
 - ①代表者の記名押印のうえ提出すること。
 - ②(担当者)欄には、技術提案の提出書類について、不備等があった場合に連絡をとれる担当者を記載する。
- (3)企業概要(様式 2)
 - ①企業の概要が示されている既存のパンフレット等がある場合は添付する。
 - ②一級建築士事務所登録証明書(写)を A4 縦サイズに合わせて、本様式の後に添付する。
- (4)企業の業務実績(様式 3)

- ①本実施要項 5 参加資格要件 (7)にあたる業務実績を記載すること。
- ②実績は履行しているものに限る。
- ③実績が複数ある場合は、必要に応じ枚数を追加すること。

(5)配置技術者一覧(様式 4)

- ① 所有する資格証の写をA4サイズに合わせて、本様式の後に添付する。
- ② 必要に応じ主任技術者を配置する。

(6) 配置技術者の経歴等【統括責任者、管理技術者、主任技術者、照査技術者】(様式 5)

- ① 実績は履行しているものに限る。
- ② 担当者の実績は、審査書類提出時に在籍している会社での実績を対象とする。
- ③ 参加立場は明確に記入すること。(管理技術者、主任技術者、照査技術者等)

(7)高年齢者雇用状況報告書の写し

該当ある場合のみ提出すること

(8)育児休業、介護休業制度が記載された就業規則の写し

該当ある場合のみ提出すること

(9)参加辞退届(様式 6)

- ①参加表明を提出後、参加を取り消す場合は参加辞退届を、代表者の記名押印のうえ提出すること。

別記：優先交渉権者決定基準（①及び②の審査結果、価格点（設計料）にて評価）

<①資格要件審査>

評価分類	評価項目	評価基準	評価点	配点
企業の能力 (建築)	日本中央競馬会、地方競馬主催者等の同種業務実績(きゅう舎等建築)	3 件以上の実績がある	3	3
		1～2 件の実績がある	2	
		実績なし	0	
	道内における同種業務実績(民間牧場きゅう舎等建築)	3 件以上の実績がある	3	3
		1～2 件の実績がある	2	
		実績なし	0	
企業の能力 (土木)	国、地方公共団体等の同種業務実績(宅地等造成)	3 件以上の実績がある	3	3
		1～2 件の実績がある	2	
		実績なし	0	
	道内における同種業務実績(民間宅地等造成)	3 件以上の実績がある	3	3
		1～2 件の実績がある	2	
		実績なし	0	
管理技術者 (建築)	同種業務の受託実績(きゅう舎等建築)	3件以上の実績がある	3	3
		1～2 件の実績がある	2	
		実績なし	0	
	都市計画法に係る開発許可業務の実績	3件以上の実績がある	3	3
		1～2 件の実績がある	2	
		実績なし	0	
管理技術者 (土木)	同種業務の受託実績(民間宅地等造成)	3件以上の実績がある	3	3
		1～2 件の実績がある	2	
		実績なし	0	
	森林法に係る開発許可業務の実績	3件以上の実績がある	3	3
		1～2 件の実績がある	2	
		実績なし	0	
地域精通度	本社の所在地	道内	2	2
		道外	0	
労働福祉	高齢者の雇用状況	雇用あり	2	2
		雇用なし	0	
	男女共同参画の状況	育児・介護休業制度あり	2	2
		育児・介護休業制度なし	0	
合計点				30

なお、資格要件審査の点数によらず、技術提案参加資格要件を満たしたものが最終の技術提案審査に進むこととするが、資格要件審査の点数は、最終の技術提案審査（次頁参照）に持ち越す（加算）こととする。

<②技術提案審査>

評価項目		判断基準	配点	
課題 1	全体事業費の抑制	・経験・実績を活かした工事費を抑制するような具体的な提案となっているか。	30	50
		・きゅう舎等建築を理解した提案となっているか。	10	
		・造成における発生土の再利用や伐採した木材の処理等、コストや環境に考慮した提案となっているか。	10	
課題 2	地域特性、維持管理等への配慮	・寒冷地に配慮した仕様となっているか。 （冬期の排水機能の確保、床仕上げ 等）	10	30
		・新たなきゅう舎として、環境配慮や持続可能性を考慮した提案があるか。 （地域資源の活用(道産材の利活用等)、馬・職員の安全性・快適性向上 等）	10	
		・施設・設備のメンテナンスのしやすさ・費用の削減を考慮した提案となっているか。	10	
課題 3	スケジュール	・きゅう舎設計、開発・造成設計、開発許可申請の各業務について、確実に所要の工期を順守しているか。	10	20
		・設計工程の順守や遅延時の回復に向けた工夫があるか。	10	
合計				100

評価値＝技術提案点 {技術点(100点満点)＋価格点(設計料)※} ＋資格要件点

※ 価格点(設計料)＝20×(1－提案価格÷提案上限価格)

様式1

技術提案参加資格審査申請書

2022(令和4)年 月 日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社
理事長 大鷹 千秋 様

(申請者)
住所
商号又は名称
代表者名

2022(令和4)年9月 21 日付で公告のありました次の業務に係る技術提案参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、技術提案参加資格の要件全てを満たしていること、並びに本申請書および添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 業務名

門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計等業務委託

2 添付書類

- (1)企業概要(様式 2)
- (2)企業の業務実績(様式 3)
- (3)配置技術者一覧(様式 4)
- (4)配置技術者の経歴等【管理技術者】(様式 5-1)
- (5)配置技術者の経歴等【主任技術者】(様式 5-2)
- (6)高年齢者雇用状況報告書の写し
- (7)育児休業、介護休業制度が記載された就業規則の写し

担当者
所属
氏名
連絡先

様式2

企業概要

1 会社名	
2 本社所在地	
3 会社設立年月日	西暦 年 月 日
4 資本金	円
5 事業所数	箇所
6 従業員数	名
7 資格者数	一級建築士 名 技術士 名 ……必要に応じて資格名・資格者数を記載

様式3

企業の業務実績(建築)

企業名:

委託業務名	発注者	建物用途・規模	受注形態 (元請・JV 構成員)	設計期間
				～
				～
				～
				～
				～

※業務実績を証明するものとして、テクリス(業務実績情報システム)の登録内容確認書の写し又はこれに代わる書面(契約書等の写し)を添付すること
記載欄が足りない場合は、行数を追加して使用すること

様式3

企業の業務実績(土木)

企業名:

委託業務名	発注者	建物用途・規模	受注形態 (元請・JV 構成員)	設計期間
				～
				～
				～
				～
				～

※業務実績を証明するものとして、テクリス(業務実績情報システム)の登録内容確認書の写し又はこれに代わる書面(契約書等の写し)を添付すること
記載欄が足りない場合は、行数を追加して使用すること

様式4

配置技術者一覧(建築)

企業名：

担当		所属企業	所属部署・役職・氏名	保有する資格
統括責任者				
管理技術者				
主任技術者	建築 実施設計 (意匠)			
主任技術者	建築 実施設計 (構造)			
主任技術者	建築 実施設計 (積算)			
主任技術者	電気設備			
主任技術者	機械設備			

※統括責任者は、(建築)または(土木)の管理技術者を兼任することができる。

※各主任技術者は各建築の分担業務を兼任することができる。

様式4

配置技術者一覧(土木)

企業名：

担当		所属企業	所属部署・役職・氏名	保有する資格
統括責任者				
管理技術者				
照査技術者				
主任技術者	造成設計			
主任技術者	道路設計			
主任技術者	測量			
主任技術者	地質調査			

※統括責任者は、(建築)または(土木)の管理技術者を兼任することができる。

※各主任技術者は各土木の分担業務を兼任することができる。(測量・地質調査が必要な場合、必ず配置すること)

様式5

配置技術者の経歴等(建築)

氏名

生年月日 西暦 年 月 日生

最終学歴

保有資格

① 実施設計(類似含む)実績

委託業務名	発注者	建物用途・規模	参加立場	従事期間
				～

② 都市計画法に係る開発許可業務の実績(実績がある場合は記入してください。)

委託業務名	発注者	建物用途・規模	参加立場	従事期間
				～

※業務実績を証明するものとして、テクリス(業務実績情報システム)の登録内容確認書の写し又はこれに代わる書面(契約書等の写し)を添付すること

様式5

配置技術者の経歴等(土木)

氏名

生年月日 西暦 年 月 日生

最終学歴

保有資格

① 実施設計(類似含む)実績

委託業務名	発注者	構造物種類・規模	参加立場	従事期間
				～

② 森林法に係る開発許可業務の実績(実績がある場合は記入してください。)

委託業務名	発注者	構造物種類・規模	参加立場	従事期間
				～

※業務実績を証明するものとして、テクリス(業務実績情報システム)の登録内容確認書の写し又はこれに代わる書面(契約書等の写し)を添付すること

様式6

参加辞退届

2022(令和4)年 月 日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社
理事長 大鷹 千秋 様

(申請者)
住所
商号又は名称
代表者名

2022(令和4)年 月 日付で入札公告のあった「門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計等
業務委託」に係る技術提案参加資格審査申請を提出しましたが、都合により参加を辞退します。

様式7

令和 年 月 日

質疑応答書

一般社団法人北海道軽種馬振興公社

[illegible]

様式8

見積書(設計料)

企業名

名 称		内 容	数量	単位	単 価	金 額	備 考
(a)	建築設計料 （許認可申請料を除く）						
(b)	土木設計料						
(c)	開発許可申請業務 （許認可申請料を除く）						
		※必ずエクセルで作成して下さい（適宜、行を追加してください）					
		※種目別内訳集計、合計が分かるように記載してください。					

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計等業務委託
- 2 委託期間 契約締結の日から
令和5(2023年)年9月末日まで
- 3 業務委託料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 4 契約保証金 金 円
- 5 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別記のとおり

上記の委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

北海道沙流郡日高町富川駒丘76-1
委 託 者 一般社団法人北海道軽種馬振興公社
理事長 ⑩

住所
受 託 者 会社名
代表者氏名 ⑩

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を頭書の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果品」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する成果品を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により委託期間又は設計図書を変更した場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により委託者が受託者に対して業務工程表の再提出を請求した場合について準用する。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えるものとする。

5 業務工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、成果品（未完成成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。以下この条及び第5条において同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受託者が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 受託者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受託者は、委託者の承諾なく、成果品を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(著作権の帰属)

第6条 成果品（第33条第1項に規定する指定部分に係る成果品及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果品を含む。以下この条から第10条までにおいて同じ。）又は成果品を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（以下第6条から第10条までにおいて「著作権等」という。）は、同法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第7条 受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果品の利用を許諾する。この場合において、受託者は次の各号に掲げる成果品の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。

(1) 成果品を利用して建築物を1棟（成果品が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ）完成すること。

(2) 前号の目的及び本件建築物の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果品を自ら複製し、翻案し、変形し、修正し、若しくは改変すること又は委託者の委任した第三者をして複製させ、翻案させ、変形させ、修正させ、若しくは改変させること。

2 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

- (1) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (2) 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- (著作者人格権の制限)

第8条 受託者は、委託者に対し、成果品又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 成果品又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。

3 受託者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第9条 受託者は、成果品又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受託者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第10条 受託者は、その作成する成果品において、第三者の有する著作権等を侵害してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受託者の作成する成果品が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない場合は、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第11条 受託者は、業務の全部を一括して、又は委託者が設計図書において指定した主要部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の主要部分のほか、委託者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第12条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第12条の2 受託者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第

3 項に定める登録意匠をいう。)を設計に用い、又は成果品によって表現される構造物若しくは成果品を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、委託者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

第13条 委託者は、業務担当員を定めたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。業務担当員を変更したときも、同様とする。

- 2 業務担当員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 委託者の意図する成果品を完成させるため、業務について受託者の管理技術者に対して指示すること。
- (2) 設計図書の記載内容に関する受託者の管理技術者の確認の申出に対して承諾を与え、又は質問に対して回答すること。
- (3) この契約の履行について、受託者の管理技術者と協議すること。
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況を調査すること。

- 3 委託者は、2名以上の業務担当員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの業務担当員の有する権限の内容を受託者に通知しなければならない。分担を変更した場合も、同様とする。

- 4 第2項の規定による業務担当員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、業務担当員を経由して行うものとする。この場合においては、業務担当員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(総括管理者及び管理技術者)

第14条 受託者は、建築及び開発・造成業務の技術上の管理を行う各管理技術者及びその総括・管理を行う総括管理者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

- 2 管総括管理者及び管理技術者は、この契約の他の条項に定めるもののほか、業務の管理及び統轄を行う権限を有する。

- 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限(業務委託料の変更、委託期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。)のうちこれを管理技術者等に委任したものとあるときは、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第15条 委託者は、総括管理者及び管理技術者又は受託者の使用人若しくは第11条第3項

の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、業務担当員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示して、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第16条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第17条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、受領書を委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、引渡しを受けた貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

5 受託者の故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、受託者は、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第18条 受託者は、業務の内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、業務担当員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき理由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第19条 管理技術者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに業務担当員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 業務担当員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、管理技術者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、管理技術者が立会いに応じない場合には、管理技術者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第20条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第22条において「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第21条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受託者の提案）

第22条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは委託期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（適正な委託期間の設定）

第22条の2 委託者は、委託期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない理由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受託者の請求による委託期間の延長）

第23条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に委託期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、委託期間を延長しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により委託期間を延長させた場合において、その委託期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由によるときは、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託者の請求による委託期間の短縮等）

第24条 委託者は、特別の理由により委託期間を短縮する必要があるときは、委託期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託期間の変更方法）

第25条 委託期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が委託期間を変更する理由が生じた日（第23条の場合にあっては、委託者が委託期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受託者が委託期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第26条 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料を変更する理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

4 業務委託料の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の業務委託料の10分の1に相当する額以上となるように、委託者は契約保証金の額の増額を、受託者は契約保証金の額の減額を請求することができる。

（一般的損害）

第27条 成果品の引渡し前に成果品について生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を

負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第28条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適當であること等委託者の責めに帰すべき理由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）

第29条 委託者は、第12条、第18条から第24条まで、第27条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が同項に規定する業務委託料の増額又は費用の負担をすべき理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第30条 受託者は、業務が完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の検査に合格したときは、直ちに当該成果品を委託者に引き渡さなければならない。

4 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

（業務委託料の支払）

第31条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求するものとする。

2 委託者は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 前項の規定により業務委託料を支払う場合に、受託者が個人であって、所得税法（昭

和40年法律第33号)第204条第1項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の徴収を行う必要があるときは、当該支払金額から所得税等を控除して支払うものとする。

4 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

5 業務委託料の支払場所は、一般社団法人北海道軽種馬振興公社の勤務の場所とする。
(引渡し前における成果品の使用)

第32条 委託者は、第30条第3項又は第33条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果品の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定により成果品の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分引渡し)

第33条 成果品について、委託者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合のほか、成果品の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。

3 第30条及び第31条の規定は、前項の規定により引渡しを受けた場合について準用する。この場合において、第30条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「引渡部分に係る成果品」と、第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第3項の規定により準用される第31条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定して得た額の範囲内とする。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が第1項及び第3項において準用する第31条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

（第三者による代理受領）

第34条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に対し第31条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する受託者の業務中止）

第35条 受託者は、委託者が第33条において準用する第31条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、あらかじめその理由を明示して、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第36条 委託者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の任意解除権）

第37条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条から第40条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託者の催告による解除権）

第38条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 委託期間内に業務が完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第36条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第39条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受託者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められ

るとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認めれるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第40条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第51条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第51条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第51条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同

じ。)における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(6) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第41条 第38条各号又は第39条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第38条又は第39条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第42条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第43条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第21条の規定による業務の中止期間が委託期間の2分の1に相当する日数（委託期間の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第44条 第42条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第45条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第33条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（第33条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（解除に伴う措置）

第46条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、次条第3項の規定による解除にあつては、第33条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第37条、第42条又は第43条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による部分引渡しがあつた場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額を、既履行部分委託料から控除し、既履行部分委託料になお残額のある場合において、次条第2項又は第48条第1項若しくは第2項の規定により受託者が賠償金を支払わなければならないときは当該賠償金額を、当該残額から控除するものとする。

3 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受託者の採るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第38条、第39条、第40条又は次条第3項によるときは委託者が定め、第37条、第42条又は第43条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段に規定する受託者の採るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（委託者の損害賠償請求等）

第47条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) この契約の成果品に契約不適合があるとき。

(2) 第38条又は第39条の規定により、成果品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能

であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第38条又は第39条の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果品の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第25号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 受託者が委託期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、業務委託料から第33条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、委託期間の業務完了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を違約金として請求することができる。
- 5 第1項各号、第2項各号又は前項に定める場合（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。
- 6 第2項の場合（第39条第8号又は第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額に不足するときは、受託者は、当該不足額を委託者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額を超過するときは、委託者は、当該超過額を返還しなければならない。

（不正行為に伴う賠償金）

- 第48条 受託者は、この契約に関して、第40条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
 - 3 前2項の規定は、第30条第3項の規定による成果品の引渡しを受けた後においても適

用があるものとする。

（受託者の損害賠償請求等）

第49条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第42条又は第43条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第31条第2項（第33条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その業務委託料の額につき、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

3 第31条第4項の規定により検査の遅延日数が約定期間の日数を超過約定期間を満了したものとみなす場合においては、その超過日数に応じ、前項の規定を適用する。

（契約不適合責任期間等）

第50条 委託者は、引き渡された成果品に関し、第30条第3項又は第4項（第33条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から当該成果品に係る工事完成後2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、この場合であっても、成果品の引渡し時から10年間を超えては、請求等を行えない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていた

ときは、この限りでない。

- 8 引き渡された成果品の契約不適合が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(相殺)

- 第51条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(保険)

- 第52条 受託者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(契約に定めのない事項)

- 第53条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別記

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	
業務の種類、内容及び方法	

作成する設計図書の種類	
-------------	--

設計に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】	
【資格】（ ）建築士	【登録番号】
【氏名】	
【資格】（ ）建築士	【登録番号】
（建築設備の設計に関し意見を聴く者）	
【氏名】	
【資格】（ ）設備士	【登録番号】
（ ）建築士	

※従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨併せて記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	（ ） 建築士事務所
開設者氏名	（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名）

門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計等業務委託

特記仕様書

この仕様書は一般社団法人北海道軽種馬振興公社（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件 名

門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計等業務委託

2. 委託期間

自 令和4年12月●日 ～ 至 令和5年3月31日（予定）

3. 委託内容

- (1)門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計
- (2)門別競馬場きゅう舎予定地開発・造成に係る実施設計
- (3)門別競馬場開発許可申請手続

4. 設計条件

- (1) 建設敷地 北海道沙流郡日高町富川駒丘 76-5 ほか
敷地面積 20.45ha
- (2) 区域等 都市計画区域内（無指定）
- (3) 規模 延床面積概ね 23,000 m²
- (4) 建物用途 きゅう舎、事務所・休憩所・倉庫、接続通路ほか
- (5) 各部仕上げ 基本設計書による
- (6) 各種設備 給 水－門別町上水道
排 水－浄化槽
ガ ス－LPG
電 気－北電受電
その他－電気設備工事・機械設備工事・外構工事

【特記仕様書】(1)門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計

1. 業務内容

(1) 実施設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

項目		業務内容
(1) 要求等の確認		実施設計に先立ち又は実施設計期間中、委託者の要求等を再確認し、必要に応じ設計条件の修正等を行う。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ		建築物の建築及び申請等に関する法律及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査及び打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	①総合検討	基本方針に基づき意匠、構造、設備の各要素について検討し、設計業務実施計画書を作成する。
	②実施設計のための基本事項の確定	基本設計段階以降に検討された事項のうち、委託者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
(4) 実施設計図書の作成	①実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、委託者と協議の上技術的な検討、予算との整合を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては工事施工者が施工すべき建築物及びその①仕様、②工事材料、③寸法、④細部の形状、⑤設備機器及び防災拠点設備等の種別、⑥品質及び特に指定する必要がある施工に関する(工法等)を具体的に表現する。
	②確認申請図書の作成	所管の官公庁等との事前打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき必要な確認申請図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく工事に通常要する費用を積算し、積算図書を作成する。また、施工計画の検討による工区割りに伴う工事費を積算する。
(6) 外構設計		建物の実施設計に併せて駐車場、通路及び場内の排水設備等の外構工事について設計する。
(7) 開発行為申請書類作成		開発行為申請に必要な書類を作成する。

2. 提出書類及び報告書(成果品)

(1) 実施設計業務の成果品及び提出部数

- ・成果物及び提出部数

実施設計業務の成果物及び提出部数は別表1, 別表2による。

- ・提出時期

実施設計業務の成果物等は令和5年3月末までに提出すること。

別表 1（実施設計成果物納品リスト）

成果物等		部数	電子データ	備考
設計業務実施計画書	設計委託概要、業務工程	1 式	○	
設計図書 (別表 2 に掲げる設計図書)	製本 (A1) 製本 (A3 縮小)	1 部 2 部	○	
積算図書	積算数量算出書 見積比較書 (見積徴収含む) 単価作成資料 設計内訳書 年度別工事費内訳書 工区別工事費内訳書 概略工事工程表	1 部	○	
計算書	構造計算書 設備設計計算書	1 部	○	
官公庁届出書	確認申請書 確認申請関連図書 (条例指導要綱等) 省エネルギー計画書 省エネ適合性判定図書 (必要により作成) バリアフリー法届出 (必要により作成) 北海道福祉のまちづくり条例 (必要により作成)	1 部	○	
外構設計 (別表 2 「外構設計」 に掲げる設計図書)	製本 (A3 縮小)	1 部	○	
追加業務技術資料 打合簿 各技術資料 CAD データ 設計書 電子データ	追加業務に係る資料又は報告書 ヒアリング調査含む Excel (建築、各節部工事様式統一) 成果品の電子データ含めた CD-R	1 式	○	

別表 2（実施設計成果品図書）

設計の種類	成果図書
(1) 総合	①建築（総合）設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図

		平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具表 外構図 総合仮設計画図 ②工事費概算書 ③確認申請書 ④追加業務に係る概要報告書
(2) 構造		①建築（構造）設計図 仕様書 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ②構造計算書 ③工事費概算書 ④確認申請書
(3) 設備	(i) 電気設備	① 電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電気自動車用充電設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 電気時計拡声設備図 誘導支援設備図 インターホン設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図

		火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 ②電気設備設計計算書 ③工事費概算書 ④確認申請書
	(ii) 機械設備	① 空気調和設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図 ②給排水衛生設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 浄化槽設備図 ごみ処理設備図 さく井設備図 屋外設備図 ③空気調和設備設計計算書 ④給排水衛生設備設計計算書 ⑤工事費概算書 ⑥確認申請書

設計の種類	成果図書
(4) 測量 ※追加調査を実施した場合	①測量成果簿 ②現況平面図 (1/500) ③現況縦断図 (1/500) ④現況横断図 (1/100) ⑤作工調査図 (1/500) ⑥写真帳 ⑦各種調査資料
(5) 地質調査 ※追加調査を実施した場合	①地質調査、解析結果報告書 ②調査位置平面図 ③ボーリング柱状図 ④土質試験記録表 ⑤各種技術資料
(6) 外構設計	①外構設計報告書 ②水理計算書 ③構造計算書 ④平面図 (土地利用計画図) ⑤縦断図 ⑥横断図 ⑦排水系統図、排水計算書

3. その他

(1) 適用基準（すべて最新版とする）

本業務は、以下の基準類を適用する。きゅう舎整備を効率的かつ合理的に進めるため、特殊な技術を用いることは避け、一般的・標準的な仕様での設計を行うこと。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・建築設計基準及び同解説、建築構造設計基準及び同解説
- ・公共建築工事積算基準、公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準
- ・建築設備計画基準、建築設備設計基準
- ・その他土木設計各種基準書（舗装設計施工指針、排水工指針、カルバート工指針等）
- ・別途公社が指示したもの

(2) 回答書の作成・瑕疵の補修

成果品の引き渡し後、当初設計に関する疑義が生じたときは委託者と協議し、受託者は原則として無償で疑義に対する回答書を作成する。

受託者の責任により成果物に瑕疵があり、設計変更が生じたとき受託者は、無償で変更設計を行うこと。

(3) 説明会等

受託者は、設計図書の合意形成する際に行う説明会等を実施する場合は、担当者の求めに応じ資料作成及び説明等の協力をする事。

(4) 電子データで提出された設計図書の利用許諾

委託者は、受託者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため次に利用することができるものとする。

①工事発注時に入札参加者に対し、電子データの貸与（工事費積算用として）

②工事施工時に請負者に対し、電子データの貸与（施工図及び竣工図等の作成用として）

(5) 業務上知り得た秘密は外部に漏らさないように厳守すること。

(6) 検査

受託者は、設計業務が完了したとき、部分支払を請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。

受託者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、委託者に提出しておかなければならない。

受託者は、契約書の規定に基づく部分払の請求に係る既履行部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る既履行部分の算出方法について委託者の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の要件を満たすものとする。

- ・委託者の指示を受けた事項がすべて完了していること
- ・契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること

委託者は、委託者および管理技術者の立会のうえ、契約図書に基づき次に掲げる検査を行うものとする。

- ・設計業務成果物の検査
- ・設計業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する）

【特記仕様書】 (2)門別競馬場きゅう舎予定地開発・造成に係る実施設計
(3)門別競馬場開発許可申請手続

1. 業務内容

本業務は、門別競馬場開発・造成設計業務に伴う敷地造成のための実施設計である。排水を考慮しつつ、造成高については建築設計方針を考慮して決定する。そのため、必要に応じて委託者が受託者に資料の提供や指示を行う。

(1) 造成実施設計

①与条件の確認

現地測量、地質調査等の成果の内容を基に、業務計画を立案する。

②造成地の切土盛土計画（造成高の設定）

設定した造成高に基づいて切盛計画を立案する。

③構造物の計画

造成高等に基づき計画地周辺の構造物（擁壁、排水設備等）の設計を行う。また、きゅう舎と本馬場を結ぶ接続道路（4箇所）についての計画・設計も行う。

④各種図面作成

工事に必要な図面、周辺の構造物の図面等の作成・とりまとめを行う。

⑤数量作成

工事積算及び実施に必要な数量の作成・とりまとめを行う。

(2) 図面作成

図面については、「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（北海道建設部）」に基づき作成する。また、開発許可申請に必要な添付図書については、「都市計画法による開発許可制度の手引き（北海道建設部まちづくり局都市計画課）」及び「北海道林地開発許可制度の手引（北海道水産林務部林務局治山課）」等に基づき、作成のこと。

(3) その他

その他必要に応じ逐次内容については、委託者と協議し実施する。

2. 提出書類及び報告書（成果品）

成果の内容については、「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（北海道建設部）」に基づき、次の各号についてとりまとめるものとする。

打合せ議事録、報告書（キングファイル A4 版）、図面、原図 各 1 部
電子データ（CD-ROM） 2 部

(1) 報告書

(2) 設計計算書等・設計図面及び特記仕様書

（計画位置図、構造一般図、構造寸法図、配筋図、詳細図等）

開発許可申請に必要な添付図書

(3) 数量計算書

(4) 概算工事費

(5) 施工計画書

(6) 現地踏査結果

(7) 別途資材等一覧表

(8) 諸官庁届出書

3. その他

(1) 適用基準（すべて最新版とする）

本業務は、以下の基準類を適用する。きゅう舎整備等を効率的かつ合理的に進めるため、特殊な技術を用いることは避け、一般的・標準的な仕様での設計を行うこと

また、あわせて『門別競馬場きゅう舎新築に係る実施設計』と内容について整合・調整を図りつつ、設計作業及び申請作業を進めること。

- ・ 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（北海道建設部）
- ・ 北海道建設部土木工事数量算出要領（北海道建設部）
- ・ 北海道建設部土木工事共通仕様書（北海道建設部）
- ・ 北海道森林土木部土木工事共通仕様書（北海道水産林務部）
- ・ 都市計画法による開発許可制度の手引き（北海道建設部まちづくり局都市計画課）
- ・ 北海道林地開発許可制度の手引（北海道水産林務部林務局治山課）
- ・ その他土木設計各種基準書（舗装設計施工指針、排水工指針、カルバート工指針等）
- ・ 関係仕様書・関係法令及び規程
- ・ 別途公社が指示したもの

(2) 照査技術者

- ・ 本業務には、照査技術者を定めるものとする。なお、受託者は照査作業項目及び照査内容を明記した照査要領を定め、委託者の承認を受けるものとする。
- ・ 照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。
- ・ 照査技術者は、一級建築士、技術士（業務に該当する技術部門）、R C C Mの資格保有者（業務に該当する技術部門に準拠）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（※）でなければならない。

（※）同等の能力と経験を有する技術者については、「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（北海道建設部）」等を参照のこと。

(3) 回答書の作成・瑕疵の補修

成果品の引き渡し後、当初設計に関する疑義が生じたときは委託者と協議し、受託者は原則として無償で疑義に対する回答書を作成する。

受託者の責任により成果物に瑕疵があり、設計変更が生じたとき受託者は、無償で変更設計を行うこと。

(4) 説明会等

受託者は、設計図書の合意形成する際に行う説明会等を実施する場合は、担当者の求めに応じ資料作成及び説明等の協力をする事。

(5) 電子データで提出された設計図書の利用許諾

委託者は、受託者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため次に利用することができるものとする。

- ① 工事発注時に入札参加者に対し、電子データの貸与（工事費積算用として）
- ② 工事施工時に請負者に対し、電子データの貸与（施工図及び竣工図等の作成用として）

(6) 業務上知り得た秘密は外部に漏らさないように厳守すること。

(7) 検査

受託者は、設計業務が完了したとき、部分支払を請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。

受託者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、委託者に提出しておかなければならない。

受託者は、契約書の規定に基づく部分払の請求に係る既履行部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る既履行部分の算出方法について委託者の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の要件を満たすものとする。

- ・委託者の指示を受けた事項がすべて完了していること
- ・契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること

委託者は、委託者および管理技術者の立会のうえ、契約図書に基づき次に掲げる検査を行うものとする。

- ・設計業務成果物の検査
- ・設計業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する）